**◇ ◇** 告 規

示 則

び貸付時期 営農改善資金の貸し付ける資金の限度額及 鳥取県立蚕業技術員養成所規程 鳥取県身体障害者適応訓練委託規則

目

次

第二条

者である身体障害者であつて、知事が適当と認めたも

適応訓練は、これを受けることを希望する求職

(対象とする身体障害者)

定めるものとする。

訓練を事業主に委託して実施するために必要な事項を 五年法律第百二十三号)第六条の規定に基づき、

適応

鳥取県身体障害者適応訓練委託規則をここに公布する。

則

第三条

る次の各号に該当する事業所の事業主であつて、

知事

適応訓練は、これの委託を受けることを希望す

が適当と認めたものに委託して実施する。

適応訓練を行なう職種に係る作業の環境が標準的

(委託する事業主)

のについて実施する。

昭和三十五年十二月二十四日

鳥取県知事

石

破

\_

朗

なものであること。

適応訓練を行なうために適当な設備を確保できる

昭和35年12月24日

鳥取県規則第五十二号

鳥取県身体障害者適応訓練委託規則

第一条 この規則は、

(趣旨)

身体障害者雇用促進法 (昭和三十

(基準の提示)

きること。

三 適応訓練の指導を行なうために適当な者を選定で

ح ک

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

3

知事は、

委託契約を締結しようとするときは、当該

適応訓練を受けることについて、

委託契約によつて、

第四

条

知事は、

委託契約を締結するに当たつては、

当

適応訓練の教科及び時間数の基準を

(委託生の取扱)

示すものとする。 該事業主に対し、

次の各号に掲げるところによらなければならない。 以下「適応訓練生」という。)の取扱いについては、 という。)は、適応訓練の対象とされた身体障害者( 年法律第四十九号)の規定に準ずる取扱いをするこ の他の作業条件について、労働基準法(昭和二十二 適応訓練が作業を伴なう場合には、安全、衛生そ 適応訓練に関係がない作業に従事させないこと。 委託契約を締結した事業主(以下「受託事業主」

なければならない

を管轄する公共職業安定所長を経由して知事に提出

(他の事業主への委託の禁止)

第六条 (適応訓練の申込) 業主に委託してはならない。 受託事業主は、委託を受けた適応訓練を他の事

第七条 適応訓練を受けようとする身体障害者は、 適応

> 由して、知事に提出しなければならない。 訓練申込書 (様式第一号)を、 公共職業安定所長を経

2 したときは、 公共職業安定所長は、前項の適応訓練申込書を受理 意見を付して知事に送付するものとする

(受託申込) 適応訓練の委託を受けようとする事業主は、

第八条

応訓練受託申込書

(様式第二号) を、事業所の所在地

する。 受理したときは、 公共職業安定所長は、前項の適応訓練受託申込書を 意見を付して知事に送付するものと

(委託契約の締結)

第九条 その内容を審査し、 契約書 (様式第三号) 知事は、前二条の申込書の送付を受けたときは、 適当認めたときは、 により委託契約を締結するもの 適応訓練委託

知事は、 委託契約を締結する場合においては、 委託

(手当の支給) るものとする。

契約の目的を達するために必要な条件を付することが

第十一条 前条第二項の規定は、手当について準用する。 県は、適応訓練生に対して、手当を支給する。

業主及び所轄公共職業安定所長を経由して知事に提出 る手当請求及び受領委任書(様式第七号)を、 し、手当の支給を受けるものとする。 適応練生は、毎月五日までに、前月の適応訓練に係 受託事

(受託事業主からの協議)

第十二条 受託事業主は、 解除協議書 を変更し、 又は解除しようとするとき は、 (様式第八号)を所轄公共職業安定所長を 持別の事情により、 委託 委託契約 契約

2 公共職業安定所長は、前項の協議書を受理したとき は、 意見を付して知事に送付するものとする。

経由して知事に提出しなければならない

の内容を審査 知事は、第一項の協議書の送付を受けたときは、 変更又は解除の諾否を、 受託事業主 Z

(委託料の交付)

を送付するものとする。

鳥

惧

害者に対し、適応訓練実施決定通知書(様式第五号)

4

知事は、委託契約を締結したときは、

前項の身体障

公

障害者の同意を得なければならない。

適応訓練委託同意書(様式第四号)により、

当該身体

第十条 県は、受託事業主に対し、適応訓練に要する費

用に充てるための委託料を交付する。

2 日が一月に満たない月については、 委託料は月額をもつて定め、適応訓練が行なわれ 、一月を二十五日と

昭和35年12月24日

した日割計算によるものとする。 受託事業主は、 毎月五日までに、

係る委託料請求書(様式第六号) して知事に提出 を、 委託料の交付を受け 前月の適応訓練に 所轄公共職業安

3

定所長を経由

応 訓 練 適 申 込 書

身体障害者適応訓練委託規則に基づき、適応訓練を受けたいので、 下記のとおり申し込みます。

昭和 年 月 E

住 所

氏 名

(男 女)

月 日生( 任 才)

鳥取県知事

殿

記

(記入上の注意)

裏の※印欄は記入しないでください。②及び③欄は、身体障害 者手帳と戦争病者証明書の両方をお持ちのかたは両方の番号等 を記入してください。またこれらの手帳及び証明書をお持ちで ないかたは医師の障害種類程度の証明書を添付してください。

障実	①障害の種類	
障害に関する事項	② 身体障害者手帳戦傷 病者証明書	県第 号 年 月 日交付
する	<ul><li>適 障害程度,等級又は 症状等差</li></ul>	級 項(款)症
事項	④ 障害の原因	先天性, 戦傷, 公務, 労災, 交通, 疾病, そ <b>の</b> 他
	⑤ 希 望 職 種	
訓練	⑥ 希望する事業所	
r	(1) 所 在 地	
関す	(2) 通勤又は寄宿の希 <u>望</u>	通 勤 寄宿
る	(3) 規 模	
事項	訓練修了後そのまま ⑦ 雇用される希望の有 無	'
	⑧ 訓練を希望する理由	

昭和35年12月24日 土曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第68号

> 第十三条 (知事による変更及び解除) 委託契約を変更又は解除することができる。 に通知するものとする 場合 練を実施することができなくなつた場合 委託契約締結後の事情の変更により、当該適応訓 知事は、次の各号の一に該当する場合には、

受託事業主が第五条又は第六条の規定に違反した 受託事業主が委託契約の内容又はこれに付した条 受託事業主が委託金を他の用途に使用した場合

件に違反した場合

(その他)

は、意見を付して、

知事に送付するものとする。

知事に提出しなければならない。

)は、十五日以内に、

第十四条

知事は、前条第二号から第四号までの

すでに支払つた委託料の全部ポニ号から第四号までのいづれ

かに該当する場合には、

(委託料の返還)

(状況報告及び調査) 又は一部の返還を命ずることができる。 め必要があると認めるときは、 知事は、適応訓練の適正な実施を確保するた 適応訓練の実施の状況

> 第十六条 適応訓練実施報告書(様式第九号)を所轄公共職業安 託契約が解除されたときを含む。 定所長を経由して、 公共職業安定所長は、前項の報告書を受理したとき 受託事業主は、適応訓練が終了したとき

第十七条 この規則は、 施に関し必要な事項は、 との規則に定めるもののほか、<br />
適応訓練 知事が別に定める。

0

公布の日から施行し、 昭和三十五年十月

日から適用する。

(実績報告書)

に関 受託事業主から報告を求め、 又は関係職員を

して調査させることができる。

## 様式第2号

適応訓練受託申込書

身体障害者適応訓練委託規則に基づき、適応訓練の受託を受けたい ので、下記のとおり申し込みます。

昭和 年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

事業主又は代表者の氏名

鳥取県知事

殿

記

※印欄は記入しないでください。

事事	1	事	業	Ø	種	類								
事業所に関する項	2	事	業	Ø	内	容								
関す	3	従	業		員	数	男		名	女		名	計	名
る項	4	身体用力	本障害 人員	[者]	職種類	別応								TO THE REPORT OF THE PARTY OF T
	(5)	訓	練	į	職	種						•		1
委	6	訓練と言	東職和 ヒ要な	重のに作	機械 業内	走置 容								-
託	7	人				員								
ĸ	8	障害	唇の種	重類	及び和	星度								
関	8	性	別	, :	年	令	男	女	年		令		才	 才
す	10	通	٧٠,	住	込みの	の別		通	い		1	主込	み	 ř
る・	(1)	そり	の他	希	望事	項								
事	12	指導経過	算員の	氏で	名,自格	<b>学歴、</b>						10 M		
項	(13)	訓練	東修了	後	そので 見と	まま								,
	14)	そ		Ø		他								

昭和35年12月24日 土曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第68号 6

	*	安 定 所 長	の意見	
1	申込み書 月日 受 付番号	昭 和	年 月	日号
2	適応訓練に対す る本人の態度			
3	訓練効果の期待 性			
4	訓練職種	•		
5	委託を適当とす る事業主		e e	
6	総合意見			

第2条 第5条 適応訓練は、規則第4条に基づき知事が示す 基準及び規則第17条に基づき知事が別に定めると ころに従つて行なわれるものとする。 上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名 捺印のうえ各各1通を所持するものとする。 第4条 第3条 交付する。 昭和 併 田 甲は乙に対し、委託料として金 適応訓練の職種は、 適応訓練の期間は、昭和 年 月 日 (県庁所在地) 鳥取県知事 且 (住所又は所在地) (氏名又は名称及び代表者氏名) 日までの 3和 年 月 月間とする。 4 ઝં 日から昭 田谷 (4) **(E) ⊗** Θ (E) 4 ⊚ 鳥取県知事 事業主又は 代表者の氏名 # 4 뵲 靉 ⋇ 0 严 皿 種 衙 (所在地) (名 帮) 뺍

樣式第4号

樣式第3

J

適応訓練委託契約書

適応訓練委託同意書

田和

練を下記のとおり受けることに異議ありません。 昭和 升 田 田 日に申し込みを行なつた適応訓 Ш

身体障害者適応訓練委託規則(以下「規則」という。)に基づき、鳥取県を甲とし、(住所又は所在地) (氏名又は名称) を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

第1条

11条 甲は(対象とする身体障害者の住所) (対象とする身体障害者の氏名) についての適応訓練を、乙に委託する。

身体障害者の住所

H 於

礟

**(E)** 

昭和35年12月24日 土曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第68号

١.												 	 	
				*	安	定	所	長	Ø	意	見			
	1	申込	み書受	月 番	日号		昭	和		Æ	F	月	日号	-
	2		訓練に対態度	付する	事業									
	3		修了後 れる見。									-		
	4	総	合	意	見									

土曜日 鳥 取 県 公 報 (寿外) 第68号 11 昭和35年12月24日 樣式第7号 任します。 受任者 身体障害者適応訓練委託規則第11条の規定に基づき 鳥取県知事 下記(1)のとおり請求し、その受領を下記(2)のとおり委 受託事業所名 昭和 適応訓練訓練手当請求及び受領委任書 適応訓練生の住所 事業主叉は代表者の氏名 事業所の名称 事業所の所在地 月区分 月 訓練日数 田名 (1) Щ (2) 礟 坐 盤 齑 批 **E** 

j	(F)	<b>(4)</b>	(a)	(1)	Θ					7	緓	五		樣式
	٦	歴	蹑	事 集 表	W				昭和	決定	の曲	昭和		樣式第5号
	0			事業主叉は代表者の氏名	受託事業				哲	しだ	立込	角		ᆁ
-	色	圖	蘸	スは、	業所				年	50	214		蔨	
	•						骤	_		通知	5	月	心訓	
		Management of the second						鳥取県知事	田	に決定したので通知します。	練の申し込みについては、下記のとおり実施すると	日	適応訓練実施決定通知書	
		A TAME OF THE PARTY AND THE PA	-					長知事	П	0	7	子ける	施決気	
								.imit			3 O E	۰۱ ۳۶۰	<b>芒</b> 通矢	
											ð;	Z Z	聯	
											実施	理し		
					,						19 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	だ適		
								<b>(B)</b>			$\mathcal{C}$	日付けをもつて受理した適応訓		
			. )	i i							거	7		樣式第6号
			£ 500			鳥取県知事				昭和	色品	清章		第6-
			2	内訳		四十	事	##	4	否	₹ 75	古者		7111
					70		無土ろ	業所	戦所の	升	計	商心意	適	
				HV A	出		事業主又は代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	Д	下記のとおり請求します。	川練茤	適応訓練委託料請求書	
				訓練口		•	表表	菸	生生	4114		託規	表訊	
			Ĭ	II 学		霙	OH			Ш		訓第	E料書	
			.	₽		<b>6</b> E	经					10	表書	
	1 1	.   '.'		1								祭	.,	
			3	益								O		
				-								り規定		
			3	番 根								身体障害者適応訓練委託規則第10条の規定に基づき、		

昭和35年12月24日 土曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第68号 12 身体障害者適応訓練委託規則に基づき、昭和 様式第8号 したいので、  $\sim$ 鳥取県知事 日付けをもつて締結した委託契約(の内容を変更) 昭和 屈 適応訓練委託契約変更協議書 代表者の氏名 下記のとおり協議します。 事業所の名称 事業所の所在地 事項 併 毌 田 뺍 ※印欄は記入しないでください。 Ш 遝  $\mathbb{H}$  $\oplus$ 田 **№** Θ 月日 協議書受付 番号 鄕 \* 颧 按 围 定 严 加 0 慎 园

 $\odot$ 

鹆

運

囝

6

項の真実性

報告書記載事

Θ

月日 報告受付 番号

\*

撰

臣

肥 赋

0

衠

围

(目的)

鳥取県立蚕業技術員養成所規程

鳥取県知事

石

破

\_\_\_

朗

第一条 鳥取県立 産業技術員養成所 (以下「養成所」とい 者又は農村中堅実務者を養成することを目的とする。 う。)は、蚕糸業に必要な学理と技術を授け、 蚕業技術

第二条 養成所は、鳥取県倉吉市上井五百四十六番地 (所在地)

第三条 は、次のとおりとする。 養成所に予科及び本科を置き、 各科生徒の定員

(定員)

鳥取県蚕業試験場に置く。

二本 予 三十人 二十人

(修業年限)

(学年)

第四条 修業年限は、予科を一年とし、本科を一年とす

鳥取県告示第六百三十五号 鳥取県立蚕業技術員養成所規程

(昭和二十二年三月鳥

告

示

取県告示第八十六号)の全部を次のように改正する。 昭昭三十五年十二月二十四日

第五条

学年は、

四月一日に始まり、

翌年三月三十一日

(学期) に終わる。

第六条 学年を次の三学期に分ける。 第一学期 四月一日から九月三十日まで

第二学期 十月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

(休業日)

取県

公

第七条 休業日は、 次のとおりとする。

日曜日

土曜日 鳥

国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百

三 冬期休業日 七十八号)に規定する日 十二月二十六日から翌年一月八日

まで

四 養成所の開所記念日

15 昭和35年12月24日

Ŧi. その他所長が必要と認めた日

2 は、 前項の規定にかかわらず、 休業しないものとする。 養蚕実習期間中にあつて

(課程)

第八条 養成所の教授科目及び授業時間は、 りとする。 別表のとお

(補充教育)

第九条 所長は、生徒が病気その他やむを得ない理由に より、所定の課程を修了できないと認めたときは、 必

(入所資格)

要に応じて補充教育を行なうことができる。

第十条 養成所に入所することのできる者は、 次の各号

に掲げる者とする。

予科 中学校を卒業した者又はこれと同等以上

の学力を有すると認められた者

本科 高等学校若しくは養成所予科を卒業した

者、又はこれと同等以上の学力を有する

\_\_\_

(入所手続)

第十一条 入所を志願する者は、三月二十日までに、入 所願 (別記様式第一号) に、 次の各号に掲げる書類を

と認められた者

生徒の入所は、

入所志願者のうち身体強健、

2

ことができる。

書類を添えて、所長の許可を受けなければならない。

所長は、一月以上三月以内の期間で休所を許可する

別記様式第四号)又は休所願(別記様式第五号)に、 退所又は休所しようとするときは、それぞれ退所願(

その理由を具し、医師の診断書等これを証するに足る

えて所長に提出しなければならない。

第十四条

生徒が、

病気その他やむを得ない理由により

取 県 報 (号外) 第68号 16 土曜日 鳥 公 2

> 第十五条 (授業料)

第十六条 (給与) 生徒には、予算の範囲内において、

入所期

授業料は、徴収しない

(寄宿舍)

中現物叉は手当を支給する。

第十七条 に寄宿しなければならない。 り所長が許可したときは、 生徒は、原則として所長の指定する宿泊施設 この限りでない。 ただし、特別の 理由に

本科生徒は、 所定期間内に在所中の研究事項

第十二条 (入所の決定) 品行方正、かつ意志強固であると認められる者を選考 める場合は、次の各号に掲げる方法によつて選考を行 なうことができる。 により所長が決定する。 入所志願者が定員をこえた場合又は所長が必要と認 最終学校の卒業証明書及び学業成績証明書 身体検査 口頭試問 学科試験 履歴書 (別記様式第二号)

国語、

数学、

理科

第十三条 (誓約書及び戸籍抄本) 連署した誓約書(別記様式第三号)と戸籍抄本を所長 に提出しなければならない。 生徒は、入所後十五日以内に、身元保証人が

(退所及び休所)

ならない。 ついて研究報告書を作成し、

所長に提出しなければ

٢

第十九条 (卒業の認定) 卒業の認定は、生徒の平素の成績及び出席時

間数等をもととして所長が決定する。

数の五分の四以上を満たさなければならない。ただし、 特にやむを得ない埋由があると認められる場合はこの 前項の出席時間数は、出席しなければならない時間

(卒業証書等) 限りでない。

第二十条 所長は、所定の課程を修了したと認めた生徒 了者には別に蚕種検査従事者適任証 には、卒業証書(別記様式第六号)を授与し、本科修 (別記様式第七号)

(表彰)

を交付する。

第二十一条 所長は、他の模範となると認められる者の あるときは、 卒業の際にこれを表彰することができる。

(懲戒)

第二十二条 所長は、教育上必要があると認めるときは、

するときに限る。 その事情により生徒に訓告又は退所の懲戒処分を行な うことができる。 ただし、 退所は次の各号の一に該当

成績不良のため卒業の見込みがないと認められ

三 養成所の秩序を乱した者 認められる者

二 性行不良又は修業怠慢のため生徒として不適当と

(補則)

第二十三条 この規程の施行について必要な事項は、

長が別に定める。

様式第一号

この規程は、

昭和三十五年四月一日

から適用する。

入 所 願

このたび貴養成所 (本子 科科) 入所 rs たしたいの で許可

į

ľ

á

15.

19 昭和35:	年12月24日	土曜日,鳥	取 県 公 報 (号9	4) 第68号
樣式第五号樣式第五号	E OO	平 和 年 月 日 二 退所年月日 一 事 由	記して下さるようお願いします。 とのたび左記のとおり退所したいと思いますので許可とのたび左記のとおり退所したいと思いますので許可と のたび左記のとおり退所 願	鳥取県立蚕業技術員養成所長 殿右 保証人 氏 名 倒本人との関係
右の者本所(予科)の課程を修了したことを証する。年 月 日生年 月 日生		鳥取県立蚕業技術員養成所長の殿生を従って、民の一の名の側を	( 和 和 和 本	して下さるようお願いします。 とのたび左記のとおり休所したいと思いますので許可

**0102**9 土曜日 鳥 取 県 公 報 (号外) 第68号 18 昭和35年12月24日 様式第二号 鳥取県立蚕業技術員養成所長 現住所 本籍地 して下さるようお願い 昭和 昭和 右のとおり相違ありません。 罰 歴 歴 履 年 住 戸籍筆頭者との続柄 所 月 歷 氏 します。 日 書 殿 氏ふ 年 日 生 名な ·  $^{\tiny{\tiny{\scriptsize{\scriptsize{1}}}}}$ 様式第三号 収 印 現住所 本籍地 現住所 本籍地 る一切の責任を引き受けます。 前書のとおり誓約を順守させるは勿論本人在所中に係 は、在所中諸規則を守り専心勉学することを誓います。 このたび貴所 昭和 昭和 紙 入 — ⑩ — 年 (本字 科科) 月 誓 に入所を許可せられたについて 約 日 氏 氏 月 日 生 名 名  $^{\scriptsize{\scriptsize{\scriptsize{\scriptsize{1}}}}}$ 

樣式第七号

昭和

第

号

適任者であることを証する。

右の者は、

土曜日 鳥取県 公 報 (号外) 第68号 20

> 第 号

**蚕種検査従事者適任証** 

年 月

名

名 **(1)** 

氏

鳥取県立蚕業技術員養成所長

日生

本所本科の課程を修了したので蚕種検査の

計

**(1)** 

普通学科 科 目 社会、

専門学科 生理解剖論、 裁桑論、養蚕 栽桑、 民教育及び普及技術 簿記及び会計、 蚕糸化学、 象論、土壌及び肥料論、 経営論、化学繊維論、 (実習実験) 顕微鏡使用、 育蚕、 国語 字、蚕糸業法規、 問論、蚕病論、製 養蚕論、蚕種論 蚕体病理、 使用、蚕具製造、農 蚕種製造、蚕体解 数学、 総合農業論、 **丙論、製糸輪、** 蚕種論、蚕体 蚕糸化学 英語、 紡績論、 農蚕業 気 理科 蚕体 農

1,000

11,000

· 至0

1、六00

鳥取県立蚕業技術員養成所長

氏

名

別表

昭 和

年

日

本所印 月

数

授

科

目

本

90 科 授 時 予

<u>E</u> 科

1/2

十一月三十日現在における融資機関の貸付残元金の範

鳥取県告示第六百三十六号

昭和三十四年七月から九月までの天災により損失を被

囲内とする。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に

昭和三十五年十二月二十日から昭和三十五年十二月三

貸付時期

十一日までとする

関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)に基

(昭和三

づく経営資金(以下「天災融資資金」という。)の貸付

を受けた開拓者のうち開拓営農振興臨時措置法

条に規定する開拓営農振興組合の組合員であるものの受 十二年法律第五十八号。 以下「振興法」という。)第二

けた天災融資資金を振興法第三条及び第四条に規定する 取り扱う措置を講じた場合におい

営農改善資金として、 開拓営農振興臨時措置法に基く営農改善 資 金 の 融

て、

通要綱(昭和三十三年五月鳥取県告示第百九十五号)第

次のとおり定める。 四条に規定する貸し付ける資金の限度額及び貸付時期を

融資総額二百二十三万六千円の

範囲内で昭和三十五年

貸し付ける資金の限度額

昭和三十五年十二月二十四日

鳥取県知事

石

破

朗